

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1,717	0	1,708	0	1,755	0
備蓄米	26	0	25	0	25	0
飼料用米	91	0	97	0	86	0
米粉用米	1	0	1	0	2	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	93	0	92	0	99	0
加工用米	55	0	57	0	55	0
麦	25	7	25	7	21	4
大豆	27	0	27	0	31	1
飼料作物	28	19	27	19	31	22
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	49	10	42	10	60	20
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	7	0	3	0	4	0
高収益作物	286	7	276	7	293	3
・野菜	185	7	176	7	190	3
・花き・花木	19	0	18	0	19	0
・果樹	82	0	82	0	84	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
・---	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	20	0	20	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1.2	そば	そば 団地化・土地利用集積および湿害対策加算	取組面積 （単収）	（令和4年度） 31.2ha （26.6kg/10a）	（令和5年度） 50.0ha （50.0kg/10a）
3	WCS用稲 （基幹作）	WCS用稲 専門品種で団地化・土地利用集積取組助成	作付面積 （団地化・集積率）	（令和4年度） 91.5ha （98.2%）	（令和5年度） 99.0ha （99.0%）
4	加工用米、新市場開拓用米 （基幹作）	加工用米・新市場開拓用米 大規模作付加算	大規模作付面積 （大規模作付割合）	（令和4年度） 52.6ha （95.7%）	（令和5年度） 47.0ha （94.0%）
5	麦・大豆・そば・飼料作物 （二毛作、三毛作）	戦略作物等二毛作助成	二毛作、三毛作取組面積 （二毛作、三毛作取組割合）	（令和4年度） 35.3ha （1.7%）	（令和5年度） 50.0ha （2.5%）
6	飼料用米 （基幹作）	わら利用 （耕畜連携助成）	取組面積 （取組率）	（令和4年度） 32.1ha （35.4%）	（令和5年度） 32.0ha （39.0%）
7	WCS用稲 （基幹作）	資源循環 （耕畜連携助成）	取組面積 （取組率）	（令和4年度） 40.9ha （43.8%）	（令和5年度） 55.0ha （55.0%）
8.9	野菜・花き （30a以上、基幹作）	野菜・花き 大規模取組助成	大規模取組面積	（令和4年度） 野菜 14.7ha 花き 1.6ha	（令和5年度） 野菜 27.0ha 花き 3.0ha
10.11	野菜・花き （施設2a以上、基幹作）	施設園芸野菜・花き作付助成	取組面積	（令和4年度） 野菜 5.2ha 花き 0.8ha	（令和5年度） 野菜 7.8ha 花き 1.5ha
12.13	大豆 （基幹作・二毛作）	大豆 団地化・土地利用集積加算	取組面積 （団地化・集積率）	（令和4年度） 4.7ha （17.3%）	（令和5年度） 11.0ha （20.0%）
14.15	麦 （基幹作・二毛作）	麦 団地化・土地利用集積加算	取組面積 （団地化・集積率）	（令和4年度） 23.9ha （93.9%）	（令和5年度） 25.0ha （100.0%）
16.17	かぼちゃ （基幹作・二毛作）	かぼちゃ作付助成	作付面積	（令和4年度） 3.9ha	（令和5年度） 7.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名： 島根県

協議会名： 松江地域農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	そば 団地化・土地利用集積および湿害対策加算	1	7,600	そば(基幹作)	湿害対策に取り組むこと。基幹作と二毛作の作付面積の合計が1ha以上で、団地化又は土地利用集積を行っていること。
2	そば 団地化・土地利用集積および湿害対策加算(二毛作)	2	7,600	そば(二毛作)	湿害対策に取り組むこと。基幹作と二毛作の作付面積の合計が1ha以上で、団地化又は土地利用集積を行っていること。
3	WCS用稲 専門品種で団地化・土地利用集積取組助成	1	7,800	WCS用稲(基幹作)	WCS用稲専門品種で団地化又は土地利用集積を行っていること。
4	加工用米・新市場開拓用米 大規模作付加算	1	13,100	加工用米、新市場開拓用米(基幹作)	対象作物を1ha以上作付けすること(袋数換算で171袋以上の契約出荷)。加工用米又は新市場開拓用米取組計画書の認定を受けていること。
5	戦略作物等二毛作助成	2	7,900	麦・大豆・そば・飼料作物(二毛作または三毛作)	基幹作で主食用米又は戦略作物を作付した圃場において、対象作物を二毛作又は三毛作で作付すること。
6	わら利用(耕畜連携助成)	3	6,800	飼料用米(基幹作)	多取品種であること。連携の相手方と3年以上の利用供給協定を締結すること。
7	資源循環(耕畜連携助成)	3	6,800	WCS用稲(基幹作)	新規需要米取組計画書の認定を受けていること。連携の相手方と3年以上の機関で利用供給協定を締結すること。
8	野菜 大規模取組助成	1	6,400	野菜(大豆を除く豆類を含む)(基幹作)	作付面積が合計30a以上であること。
9	花き 大規模取組助成	1	6,400	花き(花木を除く)(基幹作)	作付面積が合計30a以上であること。
10	施設園芸野菜 作付助成	1	10,600	野菜(大豆を除く豆類を含む)(基幹作)	作付面積が合計2a以上であること。
11	施設園芸花き 作付助成	1	10,600	花き(花木を除く)(基幹作)	作付面積が合計2a以上であること。
12	大豆 団地化・土地利用集積加算	1	7,500	大豆(基幹作)	湿害対策に取り組むこと。基幹作と二毛作の作付面積の合計が1ha以上で、団地化又は土地利用集積を行っていること。
13	大豆 団地化・土地利用集積加算(二毛作)	2	7,500	大豆(二毛作)	湿害対策に取り組むこと。基幹作と二毛作の作付面積の合計が1ha以上で、団地化又は土地利用集積を行っていること。
14	麦 団地化・土地利用集積加算	1	6,300	麦(基幹作)	湿害対策に取り組むこと。基幹作と二毛作の作付面積の合計が1ha以上で、団地化又は土地利用集積を行っていること。
15	麦 団地化・土地利用集積加算(二毛作)	2	6,300	麦(二毛作)	湿害対策に取り組むこと。基幹作と二毛作の作付面積の合計が1ha以上で、団地化又は土地利用集積を行っていること。
16	かぼちゃ 作付助成	1	10,500	かぼちゃ(基幹作)	品種はブラックのジョーに限る。JAを通じて共同販売する農業者又は集落営農組織であること。
17	かぼちゃ 作付助成(二毛作)	2	10,500	かぼちゃ(二毛作)	品種はブラックのジョーに限る。JAを通じて共同販売する農業者又は集落営農組織であること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

松江地域農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
松江地域農業再生協議会	33,026,000	33,026,000	33,018,800

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

0

3. 活用方法

配分枠

33,026,000円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3															合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)	
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物						その他
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹	その他の高収益作物			
1	そば 団地化・土地利用集積および湿害対策加算	1	7,600									3,500							3,500	2,660,000	
2	そば 団地化・土地利用集積および湿害対策加算(二毛作)	2	7,600									1,500							1,500	1,140,000	
3	WCS用稲 専用品種で団地化・土地利用集積取組助成	1	7,800					9,900											9,900	7,722,000	
4	加工用米・新市場開拓用米 大規模作付加算	1	13,100						4,700										4,700	6,157,000	
5	戦略作物等二毛作助成	2	7,900	1,000	200	2,300						1,500						5,000	3,950,000		
6	わら利用(耕畜連携助成)	3	6,800					3,200											3,200	2,176,000	
7	資源循環(耕畜連携助成)	3	6,800					5,500											5,500	3,740,000	
8	野菜 大規模取組助成	1	6,400											2,700					2,700	1,728,000	
9	花き 大規模取組助成	1	6,400												300				300	192,000	
10	施設園芸野菜 作付助成	1	10,600											780					780	826,800	
11	施設園芸花き 作付助成	1	10,600												150				150	159,000	
12	大豆 団地化・土地利用集積加算	1	7,500		1,000														1,000	750,000	
13	大豆 団地化・土地利用集積加算(二毛作)	2	7,500		100														100	75,000	
14	麦 団地化・土地利用集積加算	1	6,300	1,000															1,000	630,000	
15	麦 団地化・土地利用集積加算(二毛作)	2	6,300	600															600	378,000	
16	かぼちゃ 作付助成	1	10,500											600					600	630,000	
17	かぼちゃ 作付助成(二毛作)	2	10,500											100					100	105,000	
合計(基幹)※4			実面積	1,000	1,000	0	0	3,200	9,900	4,700	0	3,500	0	0	4,080	450	0	0	0	27,830	33,018,800
合計(二毛作)※4			実面積	1,000	200	2,300	0	0	0	0	0	1,500	0	0	100	0	0	0	0	5,100	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

以下の(1)→(2)→(3)の順に単価を増額調整する。

※(1)ですべての用途が上限に達しなかった場合は(2)をとばして(3)の調整を行う。

(1) 整理番号1～17に対し、個票の上限単価の範囲で一律に単価を増額調整を行う。

(2) 全ての用途が上限に達してなお余額がある場合には、整理番号1～17に対して上限単価に調整係数を乗じた範囲で一律に増額調整をする。

(3) なお残余がある場合は、3⇒1⇒2⇒4⇒12⇒11⇒10⇒9⇒5の順に100円ずつ充当する。

※順番がまわってきた用途が上限に達している場合、またその用途に100円充当すると配分枠を超える場合はその用途を飛ばして次の用途へ充当する。

※充当できなくなるまで(3)を繰り返す。

※(1)の調整のみ行った場合は当初の上限単価を、(2)の調整を行った場合は調整係数を乗じた上限単価を上限とする。

調整係数 = (当初配分 + 追加配分(地域の取組に応じた配分を除く)) / ((整理番号1～17の上限単価 × 面積)の合計)

※増額調整をした結果、単価で100円未満が発生した用途については、100円未満を切り捨てる。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

以下の(1)→(2)の方法で単価を減額調整する。

(1) 整理番号1～17に対して、一律で100円ずつ減額し、単価の調整を行う。

(2) 調整により残余が発生した場合は、3⇒1⇒2⇒4⇒12⇒11⇒10⇒9⇒5の順に100円ずつ充当する。

※順番がまわってきた用途に100円充当すると配分枠を超える場合はその用途を飛ばして次の用途へ充当する。

※充当できなくなるまで(2)を繰り返す。

6. 高収益作物について

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	松江地域農業再生協議会				整理番号	1,2
使途名	そば 団地化・土地利用集積および湿害対策加算					
対象作物	1.そば(基幹作) 2.そば(二毛作)					
単 価	7,600円/10a 【上限:11,000円/10a】					
課 題	<p>松江市は出雲そば発祥の地として知られており、地元産そばへの需要が高いが、湿田が多い松江地域では、単収が低く(令和4年全国平均61kg/10a)、需要に応じた生産が出来ていない。このため、単収向上のため有効な農地集積(団地化)及び湿害対策の取組を支援し、農業者の所得向上を図る必要がある。今後も湿害対策を適切に行うため、明渠、暗渠排水等の湿害対策に対する技術指導を徹底し、単収向上による農家所得の向上と地域の産地化に向けて取組みを推進する。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積 (単収)	目標	70.0ha (40.0kg/10a)	55.0ha (47.0kg/10a)	50.0ha (50.0kg/10a)	50.0ha (50.0kg/10a)
		実績	52.4ha (46.6kg/10a)	42.6ha (13.0kg/10a)	31.2ha (26.6kg/10a)	—
内 容	<p>水田でそばを団地化又は土地利用集積により作付けを行う、農業者及び集落営農組織に対し、取組面積に応じて助成を行う。なお、助成にあたっては、今後の生産振興を図る上で、湿田の多い当地域において生産性を高め得る湿害対策に取り組んだ農業者を対象とする。</p>					
具体的要件	<p>①助成対象者 販売農家又は集落営農組織。 ②助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 ③助成対象作物 ・販売を目的に作付けられたそば(二毛作も含む)。 ④その他 ・湿害対策(明渠、暗渠等)に取り組むこと。 ・基幹作と二毛作の作付面積の合計が1ha以上で、かつ以下のA又はBのいずれかの条件を満たすこと。 A. 団地化 単独の農業者又は集落営農組織が1ha以上の規模で連担した団地で、対象作物を作付けしていること。 ※連担性については別表1のとおり。 B. 土地利用集積 単独の農業者又は集落営農組織が1ha以上の規模で対象作物を作付けしていること。</p>					
取組の 確認方法	<p>①助成対象者 経営所得安定対策等(水田活用の直接支払交付金)加入の有無は、中国四国農政局島根支局と協議し確認する。 ②助成対象水田 水田台帳での確認を行うとともに、営農計画書に記載された圃場に対し現地確認を行う。 ③助成対象作物 現地確認により作付確認を行い、販売の実績を出荷伝票等で確認する。 ④その他 湿害対策への取組内容の確認は、明渠は現地確認、暗渠は導入時期の分かる書類等で確認する。 A. 団地化の確認 営農計画書に記載された圃場に対し現地確認を行い、圃場図等を参考に連担性及び生産規模を確認する。 ※連担性については別表1のとおり。 B. 土地利用集積の確認 現地確認後の営農計画書により面積規模を確認する。</p>					
成果等の 確認方法	<p>支払対象面積を集計する。 支払対象者の出荷数量と対象面積を基に算出。</p>					
備考	整理番号5との重複助成可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	松江地域農業再生協議会				整理番号	3
用途名	WCS用稲 専用品種で団地化・土地利用集積取組助成					
対象作物	3. WCS用稲(基幹作)					
単 価	7,800円/10a 【上限:15,000円/10a】					
課 題	松江地域は畜産業の規模が小さいために、需要量が少なく、管内で生産したWCS用稲は、主に管外の畜産農家へ供給しているため、流通経費がより高くなる課題がある。そのため、集積等により生産コストを低減する必要がある。また産地間競争に対応し、需要者から選ばれるWCS用稲の生産となるよう、一般的な主食用品種と比べ茎葉等の収量が多く、耐倒伏性の高い専用品種の取組を推進し、農家所得の向上と安定供給を図る。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積 (団地化・集積率)	目標	96.0ha (98.0%)	87.8ha (99.9%)	94.0ha (98.0%)	99.0ha (99.0%)
		実績	97.9ha (98.7%)	89.4ha (97.5%)	91.5ha (98.2%)	—
内 容	生産性の向上を図るため、水田でWCS用稲多収品種による作付けを行いながら、団地・集積化を行う、農業者、集落営農組織及び生産者集団に参加した農業者に対し、取組面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	<p>①助成対象者 ・販売農家又は集落営農組織、生産者集団。</p> <p>②助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。</p> <p>③助成対象作物 ・販売(採種を含む)を目的に作付られたWCS用稲専用品種(基幹作)</p> <p>④その他 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画の認定を受けていること。 ・自家利用の場合は、自家利用計画を策定すること。 ・専用品種については以下のAの品種とする。 ・以下のB又はCのいずれかの条件を満たすこと。</p> <p>A. WCS用稲専用品種 主食用以外の用途として育成され、一般的な主食用品種と比べ茎葉等の収量が多いとされる以下の品種とする。 「夢あおば」「ホシアオバ」「リーフスター」「タチアオバ」「クサホナミ」「クサノホシ」「たちすがた」 「モミロマン」「たちすずか」「たちあやか」「つきすずか」「たちはやて」「つきことか」</p> <p>B. 団地化 単独の農業者、集落営農組織及び生産者集団が1ha以上の規模で連担した団地で、対象作物を作付していること。 ※連担性については別表1のとおり。</p> <p>C. 土地利用集積 単独の農業者、集落営農組織及び生産者集団が1ha以上の規模で対象作物を作付していること。</p>					
取組の 確認方法	<p>①助成対象者 ・経営所得安定対策等(水田活用の直接支払交付金)加入の有無は、中国四国農政局島根支局と協議し確認する。</p> <p>②助成対象水田 ・水田台帳での確認を行うとともに、営農計画書に記載された圃場に対し現地確認を行う。</p> <p>③助成対象作物 ・現地確認により作付確認を行い、販売確認は新規需要米生産集出荷数量一覧表等で行う。</p> <p>④その他 A. 品種の確認 新規需要米取組計画をもって確認し、多収品種は種子購入伝票等により確認する。 B. 団地化の確認 営農計画書に記載された圃場に対し現地確認を行い、団地化取組計画書、圃場図等を参考に連担性及び生産規模を確認する。 C. 土地利用集積の確認 現地確認後の営農計画書により面積規模を確認する。</p>					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計する。 支払対象面積とWCS用稲取組面積で算出。					
備考	整理番号7と重複助成可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	松江地域農業再生協議会				整理番号	4
使途名	加工用米・新市場開拓用米 大規模作付加算					
対象作物	4.加工用米、新市場開拓用米(基幹作)					
単 価	13,100円/10a【上限:25,000円/10a】					
課 題	<p>松江地域では、加工用米の需要に対して供給が不足しており、供給量を90haに増やしたい。しかし、加工用米を取り組んでいる一農家当たりの平均作付面積は37aと作付規模が小さく(法人や3ha以上を所有する大規模農家は除外して計算)、米の直接支払交付金が終了した2018年以降は、小規模農家の加工用米の作付は減少する見通しである。</p> <p>また、米の需要が落ちる中でコメの輸出等の新市場開拓が推進されている。海外へコメを輸出するためには、大規模化を図り、よりコスト低減を進めていく必要がある。</p> <p>1ha以上の大規模作付を行うには、集積に伴う移動(圃場間の機械運搬等)経費等が掛かるため、重点的に支援することで、主食用米の需給バランスの調整と生産コストの削減、作付面積の拡大及び安定供給を図る。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	大規模作付面積 (大規模作付割合)	目標	45.0ha (90.0%)	42.0ha (91.8%)	45.0ha (93.0%)	47.0ha (94.0%)
		実績	40.4ha (92.2%)	41.7ha (94.3%)	52.6ha (95.7%)	—
内 容	<p>需要に対し生産量が不足している加工用米の安定供給、今後需要の増加が見込める新市場開拓用米の拡大のため、1ha以上の規模で作付をする農業者及び集落営農組織に対し、作付面積に応じて助成を行う。</p>					
具体的要件	<p>①助成対象者 販売農家又は集落営農組織。</p> <p>②助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。</p> <p>③助成対象作物 販売を目的に作付けられた加工用米、新市場開拓用米(基幹作)</p> <p>④その他 対象作物を1ha以上作付すること(袋数換算で171袋以上の契約出荷)。 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める加工用米又は新市場開拓用米取組計画の認定を受けていること。</p>					
取組の 確認方法	<p>①助成対象者 経営所得安定対策等(水田活用の直接支払交付金)加入の有無は、中国四国農政局島根支局と協議し確認する。</p> <p>②助成対象水田 水田台帳等の公的資料、加工用米又は新市場開拓用米取組計画での確認。</p> <p>③助成対象作物及び④その他 作付確認は水田台帳等の公的資料、加工用米又は新市場開拓用米取組計画で行い、販売確認は加工用米又は新市場開拓用米生産集出荷数量一覧表等で行う。</p>					
成果等の 確認方法	<p>支払対象面積を集計する。 支払対象面積を加工用米又は新市場開拓用米取組面積で除して算出。</p>					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	松江地域農業再生協議会				整理番号	5
使途名	戦略作物等二毛作助成					
対象作物	5.麦・大豆・そば・飼料作物(二毛作又は三毛作)					
単 価	7,900円/10a【上限:15,000円/10a】					
課 題	対象作物の麦・大豆・そば・飼料作物は、需要があるが十分な供給ができていない。供給量の増加を図るためには、作付面積を拡大する必要があるが、基幹作だけでは需要に応じきれっていない。また、水田利用の高度化により、供給量の増加と農家所得の向上を図るため、二毛作、三毛作を推進する。しかし、二毛作、三毛作を取り組むためには、前作後の圃場準備等の労力集中や、経費増加ため、作付面積が拡大していない。そのため、経費の一部を支援することで、令和5年には、作付面積を54ha程度まで向上させたい。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	二毛作、三毛作取組面積 (二毛作、三毛作取組割合)	目標	54.0ha (2.5%)	46.7ha (2.2%)	50.0ha (2.4%)	50.0ha (2.5%)
		実績	46.5ha (2.2%)	40.7ha (1.9%)	35.3% (1.7%)	—
内 容	当年産において、基幹作で主食用米又は戦略作物を作付した圃場において、二毛作又は三毛作で対象作物(麦・大豆・そば・飼料作物)の作付を行う場合に、二毛作又は三毛作として作付けする作物の作付面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	<p>①助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売農家又は集落営農組織。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 <p>③助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦、大豆、そば、飼料作物(二毛作又は三毛作)。 <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹作で主食用米又は戦略作物を作付した圃場において、対象作物を二毛作又は三毛作で作付する取組であること。 ・通常の収穫を上げるのに必要な栽植密度があり、通常の肥培管理を行っていること。 ・麦・大豆・そばは、実需者等との出荷契約又は販売契約を締結していること。 ・飼料作物は実需者等との利用供給協定の締結又は自家利用計画を策定していること。 ・麦、大豆、そばにおいて、自家加工販売や直売所での販売を予定する場合は、自家加工販売計画書兼出荷・販売報告書を提出すること。 					
取組の 確認方法	<p>①助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等(水田活用の直接支払交付金)加入の有無は、中国四国農政局島根支局と協議し確認する。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳での確認を行うとともに、水田営農計画書に記載された圃場に対し、現地確認を行う。 <p>③助成対象作物及び④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認により作付状況の確認を行う。 ・出荷伝票等により確認をする。 ・麦・大豆・そばにおいて、自家加工販売や直売所での販売を予定する場合には、自家加工販売計画書兼出荷・販売報告書により確認。 ・飼料作物において、自家利用の場合には、実績報告書により確認する。 					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計する。 支払対象面積を対象作物作付面積で除して算出。					
備考	整理番号2,13及び15と重複助成可能。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	松江地域農業再生協議会				整理番号	6
使途名	わら利用(耕畜連携助成)					
対象作物	6.飼料用米(基幹作)					
単 価	6,800円/10a【上限:13,000円/10a】					
課 題	飼料用米は米価が低価格であるため販売収入が少ない。飼料用米由来の稲わらを収集し、畜産農家に販売することで、飼料用米取組農家の所得向上及び畜産農家の稲わら需要に応える耕畜連携の取組を推進する。現在は、飼料用米作付面積の36%がわら利用の取組を実施しているが、令和5年には、39%を目指す。これにより、飼料用米の取組の拡大と、水田の有効活用を図り、畜産農家へ安全・安価な国産飼料の提供を推進する。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積 (取組率)	目標	62.0ha (39.0%)	27.0ha (37.3%)	29.0ha (38.0%)	32.0ha (39.0%)
		実績	25.2ha (36.6%)	28.9ha (35.9%)	32.1ha (35.4%)	—
内 容	飼料用米を生産する水田の稲わらを有効利用し、畜産農家に供給する耕畜連携の取組を行う、農業者及び集落営農組織に対し、取組面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	<p>①助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売農家又は集落営農組織。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 <p>③助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米(基幹作) ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める多収品種(知事特認品種を含む) <p>④助成対象取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕畜連携の取組を行う者が、連携の相手方と3年以上の期間で「利用供給協定」を締結すること(利用供給協定に含まれるべき事項は別表2のとおり)。 ・自家利用の場合は、自家利用計画を策定すること。 ・その稲わらが確実に飼料として利用され、且つ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付であること。 ・刈取時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画の認定を受けていること。 					
取組の 確認方法	<p>①助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等(水田活用の直接支払交付金)加入の有無は、中国四国農政局島根支局と協議し確認する。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳での確認を行うとともに、営農計画書に記載された圃場に対し現地確認を行う。 <p>③助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認により飼料用米の作付確認を行う。 <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用供給協定書や自家利用計画で確認を行う。 ・作業日誌等により、稲わら収集作業確認を行う。 ・物品受領書等により、稲わらの販売等の確認を行う。 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米生産集出荷数量一覧表で確認する。 					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計する。 支払対象面積を飼料用米取組面積で除して算出。					
備考	整理番号7と重複助成不可					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	松江地域農業再生協議会				整理番号	7
使途名	資源循環(耕畜連携助成)					
対象作物	7. WCS用稲(基幹作)					
単 価	6,800円/10a【上限:13,000円/10a】					
課 題	WCS用稲の取組は、茎葉を出荷するために、取組圃場に有機質が残らず、経年で土が痩せて生産性が低下するという課題がある。一方で、畜産農家は家畜の排せつ物を堆肥化し有効利用することで環境低負荷の畜産経営が求められている。そのため、畜産農家が生産した堆肥を、WCS用稲の取組圃場に施肥し土づくりを行う耕畜連携の循環型農業の取組を推進することで、地域資源及び水田の有効活用と飼料自給率の向上、取組農家の所得確保を図る。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積 (資源循環取組率)	目標	45.0ha (60.0%)	55.0ha (55.0%)	56.0ha (58.0%)	55.0ha (55.0%)
		実績	51.7ha (52.1%)	49.7ha (54.1%)	40.9ha (43.8%)	—
内 容	畜産農家が生産した堆肥を、WCS用稲を作付けする又は作付けした水田に施肥する耕畜連携の取組を行う、農業者及び集落営農組織に対し、取組面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	<p>①助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売農家又は集落営農組織。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 <p>③助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WCS用稲(基幹作) <p>④助成対象取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画の認定を受けていること。 ・耕畜連携の取組を行う者が、連携の相手方と3年以上の期間で「利用供給協定」を締結すること。(利用供給協定に含まれるべき事項は別表2のとおり)。 ・当該年度における堆肥の散布の取組であること。 ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき畜産農家から供給されていること。 ・堆肥を散布する者は、畜産農家またはその者の委託を受けた者(飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く)により行われていること。 ・同一年度において、他に水田への堆肥散布への取組による助成を受けない水田であること。 ・原則、堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4m³以上であること。 					
取組の確認方法	<p>①助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等(水田活用の直接支払交付金)加入の有無は、中国四国農政局島根県拠点と協議し確認する。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳での確認を行うとともに、営農計画書に記載された圃場に対し現地確認を行う。 <p>③助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認によりWCS用稲の作付確認を行う。 <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用供給協定書で確認を行う。 ・作業日誌等により、堆肥の散布作業および散布量の確認を行う。 ・WCS用稲の取組面積と出荷数量を需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米生産集出荷数量一覧表で確認する。 					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計する。 支払対象面積をWCS用稲取組面積で除して算出。					
備考	整理番号6と重複助成不可 整理番号3と重複助成可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	松江地域農業再生協議会				整理番号	8,9
使途名	野菜・花き大規模取組助成					
対象作物	8.野菜(大豆を除く豆類を含む)(基幹作) 9.花き(花木を除く)(基幹作)					
単 価	6,400円/10a 【上限:12,000円/10a】					
課 題	野菜、花きは、地元においても市場においても多様な品目で需要があり、高収益が見込まれるにもかかわらず、高齢化や栽培・出荷に係る経費、機械の導入・維持管理費が高額であることから、取組面積は拡大しておらず、需要に応じきれていない。 一定規模以上のまとまった面積で取り組む生産者に向けての支援を行い、大規模化を推進することで、実需者への供給量増加と安定供給、農家所得の向上を図る。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	大規模取組面積	目標	野菜 29.0ha 花き 3.0ha	野菜 25.0ha 花き 2.0ha	野菜26.0ha 花き 2.5ha	野菜27.0ha 花き 3.0ha
		実績	野菜 23.1ha 花き 1.5ha	野菜 16.9ha 花き 2.0ha	野菜14.7ha 花き 1.6ha	—
内 容	野菜又は花きの作付けを大規模に行う、農業者及び集落営農組織に対し、取組面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	<p>①助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売農家又は集落営農組織。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 <p>③助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売・出荷を目的に作付られた基幹作の野菜(大豆を除く豆類を含む)、花き(花木を除く) <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独の農業者又は集落営農組織が対象作物を30a以上の規模で作付けをしていること。 ・野菜について複数品目の取組であっても、作付面積合計が30a以上であれば交付対象とする。 ・自家加工販売も対象とする。自己販売計画書を添付すること。 ※野菜、花きそれぞれの作付面積が、30a未満の場合は交付対象とならない。 ・また、野菜又は花きの作付面積が30a以上であっても、内、施設での作付面積が2a以上の場合、施設作付面積部分は交付対象とならない。 ・キャベツ、タマネギ、白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、ミニトマトについて、露地栽培20a以上は対象外 ・かぼちゃ(品種名ブラックのジョー)は対象外 ・整理番号10, 11, 16, 17及び県設定において対象となった面積は交付対象面積から除外する。 					
取組の確認方法	<p>①助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等(水田活用の直接支払交付金)の加入者であることは、中国四国農政局島根支局と協議し確認する。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳での確認を行うとともに、営農計画書に記載された圃場に対して現地確認を行う。 <p>③助成対象作物及び④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認により作付確認を行う。 ・出荷伝票等より、出荷・販売の結果を確認する。 ・現地確認後の営農計画書により、面積規模を確認する。 					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計する。					
備考	整理番号10,11,16,17との重複助成不可 県設計との重複助成不可					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	松江地域農業再生協議会				整理番号	10, 11
用途名	施設園芸野菜・花き作付助成					
対象作物	10. 野菜(大豆を除く豆類を含む)(基幹作) 11.花き(花木を除く)(基幹作)					
単 価	10,600円/10a 【上限:20,000円/10a】					
課 題	施設園芸は露地と比べて品質が安定することから、市場から高い評価を受けており、高収益が見込まれるが、高齢化や施設の資材・栽培に係る経費が高額であることから、取組面積は拡大していない。施設園芸野菜・花きに取り組む生産者に向けての支援を行い、生産拡大及び農業者の所得向上を図る。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積	目標	野菜 6.5ha 花き 1.8ha	野菜 6.0ha 花き 1.3ha	野菜 7.0ha 花き 1.5ha	野菜 7.8ha 花き 1.5ha
		実績	野菜 5.2ha 花き 0.9ha	野菜 5.0ha 花き 1.0ha	野菜 5.2ha 花き 0.8ha	—
内 容	施設園芸野菜又は花きの作付けを行う、農業者及び集落営農組織に対し、取組面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	<p>①助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売農家又は集落営農組織。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 <p>③助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売・出荷を目的に作付られた基幹作の施設野菜(大豆を除く豆類を含む)、施設花き(花木を除く) <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独の農業者又は集落営農組織が対象作物を2a以上の規模で作付けをしていること。 ・野菜・花きについて複数品目の取組であっても、作付面積合計が2a以上であれば交付対象とする。 ※野菜、花きそれぞれの作付面積が、2a未満の場合は交付対象とならない。 ・施設で作付すること。また、周年栽培により、複数回同一の取組を行った場合においても、支援は一回限りとする。 ・キャベツ、タマネギ、白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、ミニトマトについて、施設栽培5a以上は対象外 ・かぼちゃ(品種名ブラックのジョー)は対象外 ・県設定において対象となった面積は交付対象面積から除外する。 					
取組の確認方法	<p>①助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等(水田活用の直接支払交付金)の加入者であることは、中国四国農政局島根支局と協議し確認する。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳での確認を行うとともに、営農計画書に記載された圃場に対して現地確認を行う。 <p>③助成対象作物及び④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認により作付確認を行う。 ・出荷伝票等より、出荷・販売の結果を確認する。 ・現地確認後の営農計画書により、面積規模を確認する。 					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計する。					
備考	整理番号8, 9, 16, 17との重複助成不可 県設計との重複助成不可					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	松江地域農業再生協議会			整理番号	12、13	
使途名	大豆 団地化・土地利用集積加算					
対象作物	12.大豆(基幹作) 13.大豆(二毛作)					
単 価	7,500円/10a 【上限: 14,000円/10a】					
課 題	大豆については、地元の加工業者等から地元産の安定した質とまとまった量が求められているが、需要に応じた生産ができていない。 松江地域では大豆の収量は108kg/10a程度で、農地集積と湿害対策を行うことで高効率な生産を図る必要がある。しかし、一般農家による小規模経営では機械の導入・維持管理に係る費用から採算が悪く、面積拡大が進まないことから、担い手農家による効率的な大規模取組を推進し、生産拡大及び安定供給を図る。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積 (団地化・集積率)	目標	11.0ha (20.0%)	7.0ha (15.0%)	8.0ha (19.0%)	11.0ha (20.0%)
		実績	4.7ha (13.8%)	5.3ha (16.7%)	4.7ha (17.3%)	—
内 容	水田で対象作物を団地化又は土地利用集積により1ha以上、作付を行う農業者及び集落営農組織に対し、取組面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	<p>①助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売農家又は集落営農組織。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 <p>③助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売を目的に作付けられた大豆(二毛作も含む)。 <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湿害対策に取り組むこと。 ・自家加工販売や直売所での販売を予定する場合は、自家加工販売計画書兼出荷・販売報告書を提出すること。 ・基幹作と二毛作の作付面積の合計が1ha以上で、かつ以下のA又はBのいずれかの条件を満たすこと。 <p>A. 団地化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独の農業者又は集落営農組織が1ha以上の規模で連担した団地で、対象作物を作付けしていること。 ※連担性については別表のとおり。 <p>B. 土地利用集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独の農業者及び集落営農組織が1ha以上の規模で対象作物を作付けしていること。 					
取組の 確認方法	<p>①助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等(水田活用の直接支払交付金)の加入者であることは、中国四国農政局島根支局と協議し確認する。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳での確認を行うとともに、営農計画書に記載された圃場に対して現地確認を行う。 <p>③助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認により作付確認を行う。 <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湿害対策への取り組み内容の確認は、明渠は現地確認、暗渠は導入時期の分かる書類等で確認する。 ・出荷伝票等より、出荷・販売の結果を確認する。 ・現地確認後の営農計画書により、面積規模を確認する。 ・自家加工販売や直売所での販売を予定する場合は、自家加工販売計画書兼出荷・販売報告書により確認する。 					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計する。 支払対象面積を対象作物別の作付面積で除して算出。					
備考	整理番号5との重複助成可能。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	松江地域農業再生協議会				整理番号	14, 15
用途名	麦 団地化・土地利用集積加算					
対象作物	14.麦(基幹作) 15.麦(二毛作)					
単 価	6,300円/10a 【上限: 12,000円/10a】					
課 題	麦については、地元の加工業者等から地元産の安定した質とまとまった量が求められているが、需要に応じた生産ができていない。 松江地域では麦の収量は151kg/10a程度で、農地集積と湿害対策を行うことで高効率な生産を図る必要がある。しかし、一般農家による小規模経営では機械の導入・維持管理に係る費用などから採算が悪く、面積拡大が進まないことから、担い手農家による効率的な大規模取組を推進し、生産拡大及び安定供給を図る。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積 (団地化・集積率)	目標	16.0ha (100.0%)	15.0ha (93.0%)	15.0ha (100.0%)	25.0ha (100.0%)
		実績	12.3ha (88.2%)	20.8ha (98.8%)	23.9ha (93.9%)	—
内 容	水田で対象作物を団地化又は土地利用集積により1ha以上、作付を行う担い手農家(認定農業者、認定新規就農者、法人並びに集落営農組織)に対し、取組面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	<p>①助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売目的で対象作物を作付けする、担い手農家(認定農業者、認定新規就農者、法人並びに集落営農組織)。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 <p>③助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売を目的に作付けられた麦(二毛作も含む)。 <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湿害対策に取り組むこと。 ・自家加工販売や直売所での販売を予定する場合は、自家加工販売計画書兼出荷・販売報告書を提出すること。 ・基幹作と二毛作の作付面積の合計が1ha以上で、かつ以下のA又はBのいずれかの条件を満たすこと。 <p>A. 団地化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独の農業者又は集落営農組織が1ha以上の規模で連担した団地で、対象作物を作付けしていること。 ※連担性については別表のとおり。 <p>B. 土地利用集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独の農業者及び集落営農組織が1ha以上の規模で対象作物を作付けしていること。 					
取組の 確認方法	<p>①助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等(水田活用の直接支払交付金)の加入者であることは、中国四国農政局島根支局と協議し確認する。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳での確認を行うとともに、営農計画書に記載された圃場に対して現地確認を行う。 <p>③助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認により作付確認を行う。 <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湿害対策への取り組み内容の確認は、明渠は現地確認、暗渠は導入時期の分かる書類等で確認する。 ・出荷伝票等より、出荷・販売の結果を確認する。 ・現地確認後の営農計画書により、面積規模を確認する。 ・自家加工販売や直売所での販売を予定する場合は、自家加工販売計画書兼出荷・販売報告書により確認する。 					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計する。 支払対象面積を対象作物別の作付面積で除して算出。					
備考	整理番号5との重複助成可能。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	松江地域農業再生協議会				整理番号	16、17
使途名	かぼちゃ 作付助成					
対象作物	16.かぼちゃ(基幹作) 17.かぼちゃ(二毛作)					
単 価	10,500/10a 【上限単価:15,000円/10a】					
課 題	国内で流通するかぼちゃはほとんどが外国産であるが、国内産のニーズは高く、有利な取引が可能である。松江市では「くにびき南瓜(品種:ブラックのジョー)」としてブランド化しているが、高齢化や栽培・出荷に係る経費が高額であることから、取組面積は拡大していない。農家所得の確保、地域の農業生産力の向上を図るため、共販を行う生産者に向けての支援を行う。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	-	4.2ha	6.0ha	7.0ha
		実績	4.2ha	3.4ha	3.9ha	-
内 容	対象作物の作付けを行う、農業者及び集落営農組織に対し、取組面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	<p>①助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売農家又は集落営農組織。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田。 <p>③助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売・出荷を目的に作付られたかぼちゃ。 ・品種はブラックのジョーに限る。 <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAを通じて共同販売する農業者又は集落営農組織が対象。 					
取組の確認方法	<p>①助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等(水田活用の直接支払交付金)の加入者であることは、中国四国農政局島根支局と協議し確認する。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳での確認を行うとともに、営農計画書に記載された圃場に対して現地確認を行う。 <p>③助成対象作物及び④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認により作付確認を行う。 ・出荷伝票等より、出荷・販売の結果を確認する。 ・現地確認後の営農計画書により、面積規模を確認する。 					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計する。					
備考	整理番号8,10との重複助成不可 県設計との重複助成不可					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

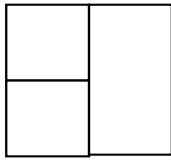
※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

(別表1)

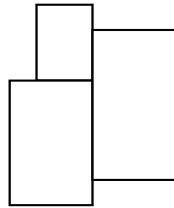
○団地連担性要件

団地連担性を有するとは、助成対象となる複数の水田が、下記例のように近接し、1ヘクタ以上の規模で一団化を形成している状態をいう。

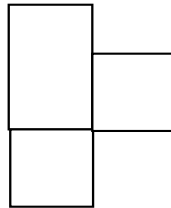
<例 1>



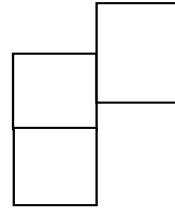
<例 2>



<例 3>

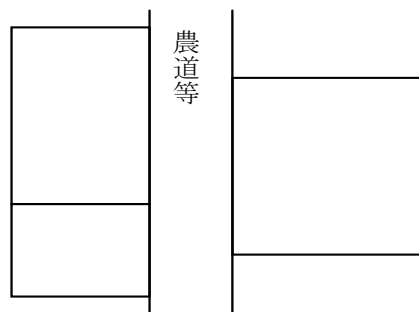


<例 4>



※ただし、近接した圃場間において、農道、用水路等で隔てられているものの、農業等の往来が容易で、作業上支障がない場合についても団地連担性があるとみなします。

<例 5>



(別表2)利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の項を記載するものとする。

1 わら利用(飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)

- (1)取組の内容
- (2)わらを生産する者
- (3)わらを収集する者
- (4)わらを利用する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9)その他必要な事項

2 資源循環(WCS用稲生産水田への堆肥散布の取組)

- (1)取組の内容
- (2)WCS用稲を生産する者
- (3)堆肥を散布する者
- (4)ほ場の場所及び面積
- (5)堆肥の散布時期及び量
- (6)利用供給協定締結期間
- (7)堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (8)その他必要な事項